

Title	商法司と通商司の改廃について
Sub Title	
Author	伊東, 彌之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.5 (1936. 5) ,p.661(75)- 695(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19360501-0075
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治維新の初め、官制の改組が行われ、通商司は商務省に改組された。その後、通商司は商務省の管轄下で、通商事務を掌理するようになった。明治維新の初め、官制の改組が行われ、通商司は商務省に改組された。その後、通商司は商務省の管轄下で、通商事務を掌理するようになった。

商法司と通商司の改廢について

伊東彌之助

突發せる事件が他の事件を呼び、次々に新事態が展開されて行つた明治維新當初に於いては、政府も假設的制度から、より統一された制度へと、之れ亦、目まぐるしき制度の改廢を行つた。大は總裁・議定・參與の三職制が、明治元年二月八局に分れ、同年閏四月七官に改められ、二年七月更に諸官省に變れるが如きより、小はそれらの屬制に至るまで然りである。ここに述べんとする商法司・通商司の改廢も亦その一例にすぎない。商法司・通商司は會計官下の一司であつて、殖産興業の爲めに設置された。商法司は明治元年閏四月二十五日に設立、二年三月十五日廢止され、通商司は初め外國官下に、即ち二年二月二十五日に設置され、商法司の廢止により五月會計官下に移屬され、以後會計官が大藏省と改稱された後までも存続して、四年七月五日に至り姿を消した。兩司は設立趣旨が殖産興業であり、又その改廢が殆んど期目を隔てなかつた事から、此等兩官廳は殖産興業に關する一聯の設置として、從來、大部分の財政史・經濟史は取扱つてゐる。この説の根據は「商法司ハ主トシテ内國商業ノ管理ヲ爲シ、收稅ノ事ヲ管掌シタルガ、會計ノ組織漸ク整頓ノ緒ニ就クニ從ヒ、之ヲ廢止シ、其事務ハ租稅司ト出納司トニ合併セリ、

商法司と通商司の改廢について

然レトモ本司ノ精神ヲ繼承シタルモノハ實ニ通商司ナリトス」と「明治財政史」にあるのに據るが(註一)、單に以上の理由により、商法司・通商司を同一精神の官廳と云ひ、或は常に併稱、一括して之れを述べるのは妥當と云へやうか。明治財政史は本來、松方伯財政事歴を頌せんが爲に企てられたもの故、松方正義大藏卿就任以前の財政に關しては、頗る杜撰にすぐるものがあり、而して資料豊富に存在せる當時に於いて、同書がその原資料を用ひず、既著をそのまま吟味せず引用せる處の多い事は、澤田章氏が「明治財政の基礎的研究」に於いて批難してゐるが、(註二)同様遺憾に堪えない。即ち商法司・通商司に關する明治財政史の記述も、明治二十年編の貨幣考要のそれに関する記事の抄出にすぎない。

けれども萬一、同一精神の同一趣意の官廳であるならば、その改廢を必要としない。商法司が廢され、通商司が出来たのは、同じ殖産興業の下にあつても、異つた目的があつたに相違ない。事實、異つた目的を持つてゐた。商法司は後年の由利公正、當時の三岡八郎の事實上、會計獨裁時代の官廳であり、通商司は三岡の反對派大隈重信、當時の大隈八太郎、會計官就任以來設立せるものである。商法司と通商司とは、はしなくも維新當初の會計官内の二派の興廢に關聯せるもので、兩司の改廢事情は兩派の對立状態を鮮明ならしめる。

(註一)「明治財政史」第十二卷三三八頁

(註二)「明治財政の基礎的研究」序言

二

商法司は明治元年閏四月二十五日、京都に先づ設立せられ、翌二十六日大阪に、更に十二月東京に開設せられたが、その職權は秩祿・田宅・租稅・徭役の事務を管掌した。(註一) 然しその實績の主なるものは、商法會所の設立、

小前引立所の開設、酒造營業規則、同じく稅則の頒布、搾油・醬油の取締規則の設定等で、就中商法會所の設置が最重要施設である。商法會所は一に金札御貸下取扱會所と云はれ、又生産引立所とも稱せられる。共に商法會所取扱事務の半面づゝを示したもので、商法會所は一方に當時發行された紙幣、即ち金札の貸與事務を取扱ひ、他方金札下附による産業の振興、その生産品の捌きに努めた。商法會所のこの紙幣貸與と殖産興業の二事務は、三岡八郎の財政經濟政策の中軸をなせるものであり、従つて商法會所の屬せる商法司は三岡の盛衰に伴つて興廢した。商法司の職權と業績を述べる前に三岡の思想・政策を概説して置きたす。

(註一)「大藏省沿革志」商法司(明治前期財政經濟史料集成第三卷三五七頁)

三岡は越前の藩士で、幕末越前に招聘せられた一代の俊英横井小楠に師事し、その財政經濟論に傾倒した。従つて三岡の財政經濟思想を知るには、三岡自身の口述による數々の斷片的經濟談よりも、體系立てられた小楠の著述「富國論」が参考になる。「富國論」及び三岡の「愛國卑言」その他を参照して、三岡一派の思想を示さう。

小楠の「富國論」は幕末越前の行詰れる藩政を打開し、「藩の國是となさんが爲めに記せられたる」國是三論「中の一編で、(註一)藩財政の窮乏に對する論策である。封建時代に於ける藩財政の行詰りの必然に來る事を説明し、當時囂々たる批判のまとたりし開國貿易の可否を解剖し、世界の趨勢より見て日本の開國の避け得ざる事を説いた後、開港後に於ける藩政府の採るべき態度を定め、時勢に應じた財政救濟具體案を提出する。即ち先づ殖産興業に努める。その具體的手段としては、一に武士及び遊手徒食の輩に職を與へ、其の用、其の具を官貸する。二に生産及び生産増加の爲めには官より低利若くは無利子の金穀を貸與し、三に生産に關する新器械・新方法は官先づ之れを實驗し、効果を認めて民に施し教導するの三方法が擧げられ、かくて増産せられたる生産物は官が買收し、官の力によ

つて賣却する。官が生産物を買収する際は官の利益を圖らず、賣却の際に利を得る。かくして屢々詐謀を以て利益を壟斷すると云はれる商人、高利を以て生産者を劫やかす金貸の介在を拒み、生産者の福利増進を圖つた。かくする事により、官は民の繁榮によつて間接に稅收入の増加を得、更に官營商業によつて直接的利益を獲得し得るとした。

けれどもこの殖産興業政策の實行、官營商業の確立の爲めには、相當多額の財用を必要とする。然るに官に、かゝる多額の出費に應じ得る財政的余裕はない。かゝる改革を要求するのは畢竟、財政立直しの爲めであるが故に、求むべくも無理であらう。然し財用窮乏の故を以て、以上の手段を行はざるは愚である。何となれば一時の困難はあるとしても成功し得るは、火を見るよりも瞭かであると確信した。殊に幸なことは開港による市場の擴大である。生産増加による商品の過剩・物價の下落は、鎖國時代ならいざ知らず、開港の現在に於いては、海の彼方の未知の廣大なる世界が「塵芥を海河に流すが如く」(註二)吸収して了ふであらう。生産の増加はそれだけ藩民を富有となし、藩財政を豊富にするであらう。何らか一時の手段を講ずるならば、將來の藩財政は洋々たる希望を持ち得るのである。

其の一時の方法として、後年の三岡の言を以てせば「富國之基礎被爲健康。一時之權法ヲ以テ」(註三)紙幣の發行を唱導した。紙幣發行によつて殖産興業にあて、「止相對交易、爲官交易」(註四)ときは、國に正金流入し、紙幣も法定流通期間を待たずして、やがて消却し去り得るであらう。「是を譬んに先づ一萬金の銀鈔を製し、民に貸して養蠶の料に充て、其繭糸を官に收め、是を開港の地に輸し洋商に賣ならば、大約一萬千金の正金を得べし。如此なれば楮札數目を閑せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利あり」(註五)管

籩糸而已ならず、民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば、民間の生産も無數に増進し、官府も年を逐ふて正金に富むべし」と。(註五)三岡も亦それに唱和して「紙幣を以て直に物産を増殖し、其物産を以て金貨を輸入するは、最も富國の良策にして金山を田面に招くと云ふべきなり」(註六)と揚言した。正金富まば外國貿易によりて生ずる物價騰貴は憂ふるに足らず、何となれば物價高騰して融通逼迫の怖れありとせば、銀札を増加して調節せばよく、銀札も正金豊富なれば何等流通に障害あるなく、尙又銀札増溢の時は、正金を以て銀札を買ひ、之れを消却し得る。かくして紙幣發行の一時的手段を以て、千古の官財政の基礎を定め得るとしたのである。

(註一)「國是三論」は土道論・強兵論及び富國論より成る萬延元年の著述

(註二)「富國論」(小楠遺稿五七頁)

(註三)「法規分類大全政體門制度雜款紙幣」四頁

(註四)文久二年、小楠幕府に献言した七條の内の一條である。「小楠遺稿」一〇三頁

(註五)「富國論」(前掲五六頁)

(註六)「愛國學言」(三岡丈夫著由利公正傳附錄二二六頁)

然しこの紙幣は、その發行の最初に於いて、正金の準備を有せざる不換紙幣である。兌換紙幣たらざる一片の紙片が圓滑なる流通力を有するであらうか。是れに關する紙幣論に就いては、三岡は殆んど饒舌的にまでその所見を披瀝し、辯明を繰返してゐる。蓋し明治政府の財政に關せる三岡に對する世論は、その後において紙幣濫發の禍因となつた金札發行の善惡に集中され、不換紙幣濫發の巨魁として批難されたからである。三岡は彼の反對者と同様

に、この紙幣が不換紙幣なる事を認めてゐる。「此金札を以て舊藩府時代の貨幣に代用するの主義にあらず」(註一)と云ひ、又「右者當今西洋之紙幣と事替候へども」(註二)と云ひ、「畢竟新政府創業の國債」(註三)にして、其の性質は「借用人の融通を助くる爲に貸下げたる者に付、政府は之を正貨に引換ゆるの義務無きものとせり」(註四)と云つた。三岡は屢々この紙幣を國債紙幣と呼んでゐるが、之の場合の國債は政府から借りた人民の債務なるが故に國債と呼びしもので、現今の國債の意義とは全く別箇である。従つて人民へ貸したものであるから、人民より兌換を請求する事なく、返済も紙幣を以て返済する事を許す故、正貨と引換ふるの義務を負はざる事もないと云ふのである。従つてこの紙幣は明瞭に不換紙幣である。然らば不換紙幣としても流通力を有するか。

彼とても不換紙幣の非を知つてゐた。明治十四年松方大藏卿の不換紙幣鎖却方法の緩漫を批難せる中に、頗る迂遠な論法乍らも、「抑も貨幣と紙幣との復かに相懸隔せる所以のものは、只其の實物と空物との違ひあるに之れ因れり。實物とは實價を有し、舟車の疎る所、重譯の通る所、其何の地を論ぜず、到る處萬用を達し得べき性質あるを云…然るに今、論者に向て百貨の賣買すべきものは、實物なるや將た空物なるやと問はゞ、如何なる執迷者と雖も、百貨は空物に非ずして其の價位を有する實物也と答ふるなるべし。已に百貨の實物なることを知らば、空物なる紙幣にては其の賣買の中間に立つこと能はざるや知るべきのみ。」(註五)と云ひ、かゝる不換紙幣は假令、法令により嚴命せらるゝとも「實際行はれざるの空論たるに過ぎず」(註六)と斷言してゐる。然らば彼らが發行を主張せる不換紙幣は何の差違あつて流通し得るのか。不換紙幣と雖も民の爲めに、民の殖産振興の爲めに發行せらるゝ時、その紙幣の性質を理解せしめれば流通し得ると云ふ。紙幣の發行は官の消費の爲めでなく、民自身の開發の爲めなりと悟らば、民は喜んで流通させるであらう。官の爲にして紙幣多きに過れば、民其害を被りて信せず。國事

民用の爲に其員を増す、民其澤を受けて疑す。昔年の貨幣は官の用に製して官の物なり。今の紙幣は民の爲めに増て民の用なり。民是を信ぜざるは民の自ら疑ふにて、自ら其害を受ける道理なれば、決して信ぜざるの理なし。(註七)と小楠は云つた。民をして民の用たるを信ぜしむるにはどうすればよいか。直接には紙幣の發行高の限度を定め、回收方法の明示による流通期間の一定によつて、紙幣の性質を民に理解せしめ、間接には官自身は質素儉約を、民には救貧救恤を努めて民の協力を求めるにある。その徹底には法律の成文によつて公示され、或は政府當事者がその説明を努力せねばならない。之を要するに民の爲めに法律を以て定むるならば、勵行され得ると信じ、要は民の理解如何にあると云ふ、流通法則を無視した武士執政者の態度から脱する事が出来なかつた。

(註一) 「愛國卑言」前掲、一一九頁。

(註二) 三岡八郎著「覺」由利公正傳、一五一頁。

(註三) 「愛國卑言」前掲、一一九頁。

(註四) 「金札發行摘要」(由利公正傳、一八四頁)。

(註五) 「愛國卑言」前掲、一三二頁。

(註六) 前同、一三二頁。

(註七) 「或問」(小楠遺稿九二頁)。

小楠の「富國論」は藩財政窮乏の救済にあつたが、それを同時に擴大せば天下の財政に用ふる事が出来ると確信して、財政難に悩める明治政府の廟議に提出したのは三岡である。殊に前途多難を豫想されし提出當時、即ち元年一月にあつて、徒らに「内亂を鎮定して而して後始めて物産を興す可し」と云ふに至らば、人民の慘情視るに忍びざるは

固より論なく、忽海外の凌轍を受くるを免れざる勢」(註一)を説き、併せて「内亂を鎮定するの用度」(註二)の支辨をも力説して可決された。可決された元年一月二十三日、直ちにその實行を三岡八郎に一任し、事實上の會計事務掛主腦者となつた。次で三月横井小楠の參與招聘、制度掛任命によつて官制改革が行はれ、閏四月廿一日七官が設置せられ、會計事務課は改稱して會計官となつた。時、同月十九日金札發行趣旨の重要布告があり、今やその實行を待つ許りの状態となつた。然も實行さるゝにはそれに適する幾多の施設を要した故、會計官内部に於いても編成替が行はれ、三岡の獨裁が遂行された。會計官改稱當時の會計官知事は萬里小路博房であるが、單に名目的存在にすぎず、實權は參與にして會計官事務掛たる三岡の手中にあつた。判事としては小原二兵衛・池邊藤左衛門が任命されたが、大垣藩士にして會計事務局以來三岡と同輩たりし小原が、翌五月十二日江戸の會計事務擔任者として江戸府判事に就任し去つてより、池邊は柳川藩士、小楠直系の高弟として論を同じうし、三岡の威令は徹底された。會計官下には新に八司、即ち出納司・用度司・驛遞司・營繕司・貨幣司・商法司・租稅司・鑛山司が設けられ、就中、政策遂行上の中心官廳は商法司であるため、その主腦は三岡腹心の人々を以て固められた。更に直接會計には關與せざりしも、恩師小楠は參與筆頭として太政官に重きをなし、遙かに之を聲援した。

(註一)「愛國專言」(前掲一一九頁)

(註二)前同一一九頁

三

「皇政更始之折柄、富國之基礎被建度、衆議ヲ盡シ、一時之權法ヲ以テ金札御製造被仰出、世上一同之困窮ヲ救助被遊度思召ニ付、當辰年ヨリ來辰年マテ十三箇年間、皇國一圓通用可有之候、御仕法ハ左之通相心得可申モノ也、

但通用日限之儀ハ追テ可被仰出候事

右之通被仰出候間、末々迄不洩樣其向々ヨリ早々可相觸候事」(註一)

この紙幣發行豫告が前述の様に商法司の設立に先立つ閏四月十九日に發布され、同布告に添附された別紙仕法書はその紙幣の性質を明示した。諸藩には「石高ニ應シ萬石ニ付、一萬兩ツ、拜借被仰付」られ、諸國之府縣始め諸侯領地内農商之者には「身元厚薄之見込ヲ以テ」、京攝及び近郷之商賈には「取扱候産物高ニ應シ」貸與さるゝ紙幣は「富國之基礎被爲建度御趣意ヲ奉體認、是ヲ以産物等精々取建…猥ニ遣込候儀ハ決テ不相成候事」とした。而して「返納方之儀ハ必其金札ヲ以毎年暮其金高ヨリ一割ツ、差出シ、來辰年迄十三箇年ニテ上納濟切ノ事」とし、その「上納之札ハ於會計局截捨」する故、流通期間十三ヶ年以後は紙幣の影を没するものとした。(註二)この布告には紙幣の發行限を示してゐないが、大體「全國の人口三千萬人として其石高三千萬を見積り、一人一石に付一兩宛の豫算を以て其總額を三千萬兩と豫定」(註三)してゐた。

紙幣發行豫告はなされても、實際に紙幣が發行される迄には相當の期間を必要とした。先達テ被仰出候金札來十五日ヨリ御發行相成候間、無滯取交通用可致候」(註四)は翌五月九日布告され、京都は豫定通り十五日より貸下げが開始されたが、大阪は洪水の爲、更に數日後れて發行された。之れは紙幣の製造が未完成であつたからではなく、その發行準備がなされてゐなかつたからである。前記の如くこの紙幣は不換紙幣であつたから、それを圓滑に流通せしめるには、その趣旨を徹底せしめ、實行せしめる施設が必要であつた。紙幣の發行は殖産興業の爲に行はれる故「諸物産並に開墾等に至るまで其地方々々に於て各自確實なる方法」(註五)を指導し、又その結果たる産物の賣捌きを圓滑にする機關が必要であり、又殖産興業への紙幣の貸與及び紙幣の性質を説明する機關も必要である。商

法司はそれら一切を管掌した。之等の施設と雖も、紙幣發行そのもの以上に困難な事業であり、到底短期間に出来得べきではない。三岡は在職期間を通じて其の完成に努力した。而して紙幣の發行はそれら諸施設の見通しの出来得ると共に斷行されたにすぎない。故にこゝでは三岡在職期間内に於けるその整備の程度を検討しやう。

(註一) 『法規分類大全』政體門 制度雜款 紙幣 四頁

(註二) 前同 四―五頁

(註三) 『金札發行摘要』(由利公正傳一八三頁)

(註四) 『法規分類大全』前掲 五頁

(註五) 『愛國專言』(前掲 一三五頁)

三岡の政策遂行の中心機關が商法司である事はすでに述べた。商法司の最大業績の一角が商法會所である事も前述した。よつて今、その内容を概説する。商法會所は紙幣貸與事務を取扱つた。農工商に對する貸與は勿論、諸藩乃至政府自身でさへ、或は形式的なりとも、この會所を通じて融通を受けた。(註一)貸與方法は諸藩にては一石一兩の割にて、石高に應じた金額まで貸下げを許可され、農工商は「先づ肝煎といふ者を立て置き、其拜借する人の引當物・擔保物の事相違無之段肝煎證據に立てば、直に願高引渡しに相成候、尤も引當物は概ね活動融通いたし候物ならでは相成難く、田地家屋敷等居据りに相成候物にては引當拜借叶はせられず」(註二)とあつた。

商法會所は又他面、殖産興業機關でもある。商法會所は權限頗る廣く、然も活躍年月が短かりし爲、物産興起の直接的指導にまで未だ手を染め得なかつた様である。主として商業の振興機關としての役割を行つてゐた。本來小楠の意圖せる處は、商人の介在を排して官交易をなし、その機關として會所を設立したのであるが、それは地域

狭く限定された諸藩なればこそ出来るものであり、形式的たりとも全日本の主權たりし明治政府に之れを行へる道理がない。僅かに邊地貿易たる函館會所に於いて稍々その實現を見た。即ち元年十一月同會所は各地の函館産物問屋・同仲買を廢し、函館産物賣捌人として同會所に附屬せしめ、函館交易は一切會所が獨占して行なつた。之れを直ちに京都・大阪・東京の商法會所に望み得べくもない。之等の土地にあつては、官營商業機關にあらず、單に商業の振興獎勵、仲介機關たる役割に終始した。その結果商法會所が第一著手として行なつたのは株仲間の統制である。

株仲間に関する布令は之より先、三月二日大阪にて「市中諸商賣仲間組合有之候分、先ツ是迄ノ通被成置候間、一商限株牒取調、紙面早々可差出」(註三)とあり、更に四月「今般御一新之折柄ニ付諸株之儀、其品ニ寄弊害之御吟味可有之筈ニ候得共、先舊來之通被建置候間、其爲却而不正之商賣致、或者不筋之利潤ヲセンメ候類之儀無之様、精々可相心得候」(註四)と達せられた。要するに維新早々の事故従前通りと定められたが、株仲間が人員を制限し、賣買値段を協定し、各業々々に於いて獨占的利益を壟斷するは、商業の活潑なる發展を障害するものとして、商法會所設立さるゝや、一先づ之れを解散し、而して新株仲間の再編成を行なつた。

「今般商法會所御取開ニ付而者、是迄諸商賣向ニ下ケ渡相成有之候株札并仲間限取持之候株札トモ以來廢止、右之外取締之タメ名前帳差出シ置候仲間之向トモ、此度新規株札御下渡被下候、且下方ニテ仲間ト唱罷在候分、其外諸商賣向等モ、爲御取締同様株札御下ケ渡被下候間、早々業體可申出候、萬一右様ニ洩候分者追而商業筋ニ付如何様之義願出候共御取揚無之候間、無心得違御趣意之趣可相守候事

七月」(註五)

この布令は大阪では七月に出されたが、京都では五月、東京は十月といふ風に日を異にし、辭句に多少の變化が

あたへられたが、要するにその目的は「總テ賣買手廣ニ」するため、「人増減勝手タルヘク」又「職業出精定法ヨリ下直ニ賣買イタシ候儀ハ可爲勝手事」(註六)であつた。即ちこの再編成によつて獨占を排除し、販路の擴大を圖つた。尤も株仲間の再編成は更に、それによる將來の税制確立への意圖も含めてゐたらしい。即ち「是迄仕來候冥加金上納等ノ儀ハ御廢シ相成候、取調ノ上税法御定可被仰出候事」(註七)又、江戸に於いては軍費捻出の窮余の一策として「右鑑札相請取候節身元金上納致ス御仕方ニ相成」(註八)の目的もあつた。

(註一)「小野善右衛門筆記」にある英國公使書記官サトウと會計官判事池邊藤左衛門會見筆記の一節に

「サトウ云朝廷ニテハ格幣ヲ使ヒ出サズヤ

一錢ヲ朝廷ノ用ニハ使ハズ

サ 東海道筋ニテ此節使ヒ出セシニアラズヤ

是ハ商法司ヘ貸シ下候中ヨリ使出セシナリ、年々一割ノ上納ハ商法司ヨリ朝廷ニ納ムルト列藩ニ同ジト由利公正傳二七六頁)

とあり、又後年由利自身「金札發行の原因及び其目的」(明治二十三年十月)に「會計局自らも之を使用するに方りては、列藩と同じく商法會所より借入れ、其の返却も亦列藩と同様にせり。」と回想した。(由利公正傳三〇四頁)

(註二) 野田幣男手記「胸中記」(由利公正傳 二二六頁)

(註三) 明治大正大阪市史 第六卷法令編 九頁

(註四) 「御觸帳」(兩替年代記關鍵 第一卷 五一六頁)

(註五) 前同 五一七頁

(註六) 「貨政考要」下編 (明治前期財政經濟史料集成 第十三卷 三〇四頁)

(註七) 前同 三〇四頁

(註八) 前同 三〇五頁

紙幣流通とそれに伴ふ殖産興業機關たる商法會所は以上の如くであるが、紙幣流通のためには更に、間接的政策を必要とする。その一は救恤・旌表であつて、商法司若くは出納司に於いて盛んに行はれた。救恤は五月二十五日近畿一帯の水害罹災民へを始めとし、水旱・風害・疾疫・蝗害の窮民を各地に賑救し、旌表は御東幸を機曾として沿道の高年者・孝義・力田勤業の民へ、更に十一月にはそれを全國に及ぼす事を府縣に命じた。又抵當を持ち得ざる貧民の殖産資金としては小前引立所を設置した。十一月京都に三ヶ所、大阪に四ヶ所設置し、東京は設備の途中で止められた。貸付を請ふものあらば、町年寄がその名籍・資産を調査し、その許可を得る時は、小前引立所に出頭して貸與を得た。還納は借用者に應じ日賦乃至月賦とし、引立所は月々その決算を録上し、商法司に提出、監督を受けた。

間接的政策としての二は政府に關する費用の節減であり、之れに對しては特に横井小楠が極力主張し、朝廷の公卿の反感を買ひ(註一)又小楠の名聲に期待する處、大であつた新政府要人をして失望せしめた。(註二) 蓋し儉約論の如きは舊幕時代の平凡な財政家の常套手段であつて、小楠を待つ迄もない。然し小楠の儉約論は、その財政策の一端として主張されたもので、一箇の個別的な儉約論でなかつた事に氣付かなかつた。之れは兎も角も通過して、五月には朝廷の土木工事の省減、六月には官吏の減俸が斷行された。

(註一) 中山忠能より岩倉具視宛五月一日書翰「平四郎の如き只々先玉座等の御事を御減少第一として申候て、上より御省

略之義道理は有之候得とも、尤天子は天子の御備も可有之事故」云々。(岩倉具視關係文書第三 五〇一頁)

(註二) 肥後藩に於いて小楠は人望無く、當時閉門の身であつた爲、新政府の登用の際には肥後藩の猛烈なる反對に遭つた。

然るにも拘らず新政府は、兼而人才之趣、開食被入此度御用召之儀ニ候間、早々可能出候様御取計可給候」(改訂肥後藩國
 事史料卷八 二五五頁 岩倉具視より長岡左京亮宛書翰)と強要し成功した。

かくの如く小楠及び三岡の主張は、おゝむね貫徹され、商法司はその政策遂行の中心官廳となつた。事實、商法司は富國強兵・殖産興業をモットーとした。然しそれが終極の目的でない。終極の目的は結極、政府財政の充實にあつた。政府存続の爲めの殖産興業であつた。而してその殖産興業は權力を以て勵行さるゝ紙幣の貸與と、中間の介在を極力排除する爲に交換の統制とが行はれた。政府財政補填の爲めに、強制と監理による殖産興業が商法司に於いて振興されんしたのである。

商法司の殖産興業の成否は紙幣流通の如何に係はる。既に不換紙幣たる金札の流通に疑惑の眼を持てる人々が多く存在し、その實行の當初に於いても反對者が續出した。然し財源に恵まれぬ新政府にして、既に亦、幕府征討軍配備の決定せる一月下旬、金札發行による政費の補填以外に良策を持つ者はない。不安を感じたが、それに變るべき策を持つものがなかつた。(註一)實に當時困迫せる政府財政を背負ふに足る人物は三岡のみと思惟された。木戸孝允は後年大隈の後援者として三岡の反對者になつたが、當時にあつては絶対的支持者である。孝允日記に「三岡八郎經濟の才、官代中一人彼の右に出るものなし。彼大に今日通用する所の金、其名實大に相反するを憂ひ待他日大に一新せんとす。雖然今日諸藩疲弊甚し、及一掃撃候得ば數十萬の金不日に散ん、依て今日大に金穀大融通の道相立ん事を願ふ也。」(註二)と激賞した。かくて可決された紙幣發行が殖産興業の手段としてあつた事は詳説した處である。然るに金札の發行目的に關する在來の通説は、財政補償にあると云はれる。最近これに對し、澤田章氏が拙文前掲の紙幣發行豫告に關する法令の全文を引用し、それを字義通り解釋する事によつて、殖産興業の爲め

と主張したが、(註三)尙反對論多く、高橋俊氏の如きも、殖産興業と云ふは「人氣取的な修辭」にして、法令を「嚴密に辭義通りに解釋する時は、却つて事實を誤り傳へる處がないでもない」(註四)と云つてゐる。澤田氏の言は唯當時の法文を唯一の證左とし、極言にすぎることがあるが、高橋氏のそれも維新當初の財政のみに着眼して、三岡らの財政經濟思想を看過し去つた誤謬がある。

三岡らの財政政策の淵源は、單なる一時糊塗的の財源あさりの手段にあらずして、上述の政策の連鎖である。然もその政策は福井藩にて可成り好成绩を挙げ、小楠及び三岡の確信を持てるものゝ再度の實現である。殖産興業、引いては財政確立となる事を確信して、眞面目に紙幣發行に著手實行したのである。たゞその廟議する際「内亂鎮定の用度」(註五)の爲めと匂はしたのは、目前の戦費調達難にからめて、その通過を圖らんとしたに外ならず、三岡としてはその方便にすぎぬと思はれる。發行後に於ける財政補填への紙幣融通額が多く費されたのは、時に應じた應急策の結果であり、財政政策の根本がそれにあつたとは云へない。然し明治初年三岡が財政に關與せるの一年は、全く相次ぐ戦亂に終始し、政府の全神經がそれに集中された。財政にあつても戦費の調達が焦眉の急であり、財政基礎確立にまで充分手を延ばし得ぬ時代であつた。應急経費が財政の全面にあつて、その調達如何が重視された時である。實際上、三岡は財政基礎を確立するよりも、その調達に奔命を疲らせたであらう。然しそれは結果論であつて、少くとも財政實権者三岡の意圖せる處は、紙幣による殖産興業であり、その結果、財政の基礎を確立させんとしたに外ならぬ。

(註一)「三國幽眠傳」に「紙幣を發行せば、正金と紙幣との間に價格の差異を生じ、勢ひ物價に關係して害無しとせず。然れ

ども目下焦眉に屬せる財政の困難を救ふには之れを措きて他策あるべからず」(由利公正傳 一六一頁)

(註二) 木戸孝九日記第一二三頁

(註三) 澤田章著「明治財政の基礎的研究」一〇九頁以下

(註四) 高橋俊氏の「明治財政の基礎的研究」に對する書評(社會經濟史學四卷十號)

(註五) 明治二年五月以後の由利の手記と解さるる「金札發行摘要」に金札の目的として「國內騷擾の際は止むを得ず、一時基金を借上げて戦局を結ぶべし」と雖も、前御趣意に基き廣く之を民間に貸下げ其資本を充實にし、依て以て殖産貿易を振興し富國の源を涵養するに在りて、之を以て直に政費に充用せんとにはあらざるなり。『由利公正傳 一八三頁』

四

紙幣の發行及びその目的から、發行後の状態に目を移さう。周知の様に、發行された紙幣の流通は三岡の豫期通りの効果を擧げなかつた。従つて商法司の諸機關が充分發動され、活躍し得なかつた事は當然であらう。それらの経過を順次述べるよりも、こゝでは發行以後に生じた反對論を語り、それら反對論はおゝむね紙幣流通の不活潑によるもの故、それに應じて時々不流通状態を語るであらう。

紙幣發行後に於ける反對には紙幣發行による弊害の續出に從つて、紙幣發行だけに反對せるものと、それより出發して三岡の持論そのものの誤謬までを指弾し、紙幣論のみならず、三岡の全政策にまで反對せるものとある。前者による反對は應急の對策を以て、それ〴〵消滅したが、後者の反對は全面的抗争になり、遂に三岡の退却にまで發展せしめた。前者の反對論を先づ順次に述べて行く。

先づ京都では中山忠能、正親町實愛、徳大寺實則、松平慶永、岩下方平、福岡孝悌、副島種臣連書捺印の下に三岡に手交し、返答を求めた詰問書がある。(註一) 文書の内容から見て八月頃と推定されるが、事實七月末より八月

にかけて會計に關する討議が頻繁に行はれた事が、木戸孝九日記に見えてゐるが、(註二) 恐らくその頃のものであらう。その詰問する處は、「楮幣御造立之御旨趣は御國內産物を大に融通する之爲にあり、即今金銀貨幣同様御用之爲に非ず、其後御借揚金之代に別段下江御下渡有之由決定有之、又今日官代諸官之月給に御下渡し相成候は恐らく初め之御旨趣とは段々相違、今日に當ては全く金銀貨幣同様に相成り同用普通之貨幣なり、然に下方におゐては既に其弊害を醸成候哉に相聞へ直に豫防之御趣向不相立而は楮幣之相崩るゝは必然なり。今にして對策を講ぜざれば朝廷の威光に關係するであらう。依て次の改良案を提出した。即ち

「一拾兩、五兩之札を減じ壹兩以下之札を充分御下渡之事

一楮幣と金銀幣と切替を嚴禁とす

一急速銀貨幣御鑄立、楮幣を御引替之御仕法被爲立、今日に而も其御趣向相立候ば、其布令あるを至急とす、是楮幣不瓦解之根本なり。」

の三である。要するに現在の紙幣發行方法が紊亂化し、到底初期通り實行せられざるを難じ、銀貨を鑄造して銀貨兌換紙幣に変更せん事を提言するものである。こゝに紙幣が最初の旨趣に反する例としてあげた借揚金代への使用と云ふのは、紙幣の流通せざる地方の經費、例へば江戸及び東北に用する軍費は正貨を以てしなければならぬ。正貨の缺乏に苦んだ政府は一方便として、紙幣と正金の強制的交換を諸藩並びに富豪に強ひた事、(註三) 及び庶民に對しても正金吸收の必要から紙幣貸與には動産の擔保を要したのを、國債受取書擔保にて許可したのを指す。(註四) 又官吏の月給に紙幣をあたへた事實は十一月の事ではあるが、中山忠能が「一、十月分月給之内百五十金札可差下申遣候處、今日雲州高橋胖藏が落手」(註五) とあり、その紙幣が流通せず當惑した事は、實は近頃は何もか

も札ゆへ、札を持下り候處、當地にては不受其位に参り不申、大に當惑仕候」の岩倉具視宛書翰(註六)見えてゐる。この詰問書に對して三岡は、顯然たる實跡を以て御答申上候」とて會計官當局者の軍費調達の苦心を語り、紙幣の借上金代使用、官吏の月給支拂の止むを得ざるを説き、改良案三に對しては、一の小額紙幣増發に就いては「此義は兼而盡力いたし居候、取掛後日累無之候に付、未だ手廻し行届兼候」迄と云ひ、二の紙幣切替へに金銀貨を禁ずるに對しては、「上下自由を辨するは自然の公法なれば押而止むべからず」三の銀貨兌換に關しては「最前諸國之御觸有之候通楮幣一種之別法也、再び改むべからず」と一蹴し、結論として「當春以來既に五度之議事を凝し御發表に相成候今日是を改むれば御威光何を以達し下民何を以てか信仰し奉るべきや。」と反駁した。要するに三岡の解答は彼の所信を毫もまぐる所なく、その實行繼續を強要した。元より詰問書に署名したる人々は反對者と云ふより寧ろ心服者であり、只軍費途絶し勝ちなるを憂ひて意見を問ひ正したにすぎない。然も政府内部の人々であるから會計官の苦心は充分に知悉してゐる處であらう。その解決は恐らく文書の撤回によつて終末を見たことであらう。

(註一) 「文通留」(澤田章著、明治財政の基礎的研究 一八九頁以下)

(註二) 「木戸孝九日記」第一、七四頁以下。

(註三) 藩に對しては例へば明治元年五月、加賀藩に越後表官軍出張の入費として十萬兩調達を命じ、それ丈紙幣を渡さんとした如き、富豪に對しては同年六月十七日より翌七月八日まで京阪豪家に二萬六千兩の紙幣を正貨に換えしめた如き之れである。殊に後者にあつては、公には政府が紙幣の相場立を禁じたに拘らず、この場合、百兩に付き紙幣七兩三分の打歩を附けた。いかに政府が正金獲得に汲々たりしか知るべきであらう。

(註四) 「小野善右衛門筆記」(由利公正傳二〇八頁)に「先、會計基立金を出納司に納む。其納證を引當として商法會所より

金札同高を借用せしむ」とあり、基立金國債利子は月六米、紙幣貸與利子は月六米、此處に四米の差があつて大に國債應募を奨励した。

(註五) 「中山忠能日記」第三 六八九頁

(註六) 「岩倉具視關係文書」第四 一九八頁

横濱に於ける三岡に對する反對論は、未だ近畿以外には流通せざりし六月中旬惹起された。その原因は外國商人が大坂・兵庫にて得たる紙幣を横濱に持ち來り、その流通せざるに狼狽して、金貨との引換を請求し、更に運上金として、金札を差出した事による。外國商人が紙幣をして金貨との引換を要求せしめ、それを政府が拒否し得なかつたのは、紙幣に關する外國公使等への通達が不備なりし事にある。元年五月紙幣發行の際、「今般別紙之通國中へ布告、新ニ金札取起國民ノ融通ヲ救助センカ爲、頃日既ニ今日振出ニ相成候、勿論此金札ハ必ス國中丈ケノ融通ヲ助ケ候儀ニ付正金引替不致候間、貴國ノ商民共若仍好相受取候節ハ我有用ノ物産ヲ以テ買取輸出可致段御申達置被下度候」(註一)なる通告を、外國官伊達宗城を通じて大阪の各國領事に手交したが、横濱に駐在せる公使には何ら行はなかつた。通告を受けざる公使は通商條約により兌換を乞ひ、政府をして拒み得ざらしめた。又、外國人が紙幣を運上金として差出した事も、當局者をして當惑せしめた。即ち當時江戸鎮將府並に神奈川縣の經費は非常の大金にあらざる限り、獨立して調達したが、その主財源は横濱の關稅收入及び釐金取立所に求めてゐた。故に不流通の紙幣を運上金として受取り得なかつた。

これに對する解決は、引替準備金を神奈川縣に備へるか、外人に紙幣を渡さざる様に努めるか乃至紙幣を關東に流通さすべきかにあつた。引替準備金制度の樹立は元より不可能である。又大阪・兵庫にて外人に紙幣を渡さざる

事も實行困難である。そこで最後の、關東への紙幣流通に努力する事によつて一應解決された。

(註一) 『貨政考要』法令編(明治前期) 財政經濟史料集成 第十四卷 四〇〇頁

横濱に於ける紙幣に關する外交紛争によつて注意を喚起された外國公使一殊に英國公使は、その紙幣の性質に疑問をいだいた。國債紙幣と呼稱し乍ら兌換に應ぜず、不換紙幣にてあり乍ら何らの支障なく流通し得ると云ふ、而も同一政府統轄内に於いて流通・不流通の地があり、租税として拒絶する政府紙幣があるであらうかと。英國公使パークスは神奈川外國判事寺島陶藏と屢々會見して、その性質を尋ね、充分了解せず、金貨兌換の當然なる事を常に主張した。これら公使の反對は、外國官々吏に多く共鳴をあたへた。そこでそれを説得すべく關東に紙幣流通工作著手と共に、京都會計官との間に數次の會見が行はれた。十一月には會計官判事池邊と英公使パークス、同館吏員サトウとの交渉、次いで三岡とパークスの會見等である。(註二) その結果として紙幣の運上は許可され、賈札検査所の設置を約束する事によつて解決された。蓋し、紙幣は實際上後述の如く相場立てられ、常に記名價格に達せず取引されてゐたから、外國人はその低落紙幣を買つて、記名價格にて運上するの利益を獲得したからである。

(註二) 池邊判事の會見顛末は、『小野善左衛門筆記』(由利公正傳二七三頁以下)に明瞭である。

以上京都・横濱及び外國公使等の紙幣に對する反對論を一瞥したが、之等は前記の様に紙幣流通上の弊害より生じた反對に屬するもので、その弊害を除去すれば自然消滅する類であつた。然し弊害の指摘から三岡の政策そのものが誤謬なりとし、會計官殊に商法司を攻撃するものが發生した。それは大阪府を中心とする少壯自由主義者からである。大阪に於ける紙幣の流通混亂が三岡への抗議となり、それが三岡との全面的衝突になつて、遂に三岡を降したのは新政府に於ける大阪府の地位を知る事が出来、更に大阪府の立てる地盤、大阪商人の勢力をも考へねばならぬ。

反對論旨を解剖する前に、反對論を起さしめた大阪の狀勢を語るであらう。

紙幣發行前に於ける大阪は寧ろ、紙幣發行を待望した。紙幣發行期日の豫告と時を同じうして發行せられた銀目廢止に關する布告は、丁銀・豆板銀の通用停止の結果、それを準備とする銀目手形の廢止と誤解され、兩替屋の取附けが起り、大阪財界は驟然として恐慌状態に入つた。銀目廢止による混亂極に達し、加ふるに近畿の水害により紙幣發行開始が遅延するや、大阪府當局は會計官にその即時發行を要請して、「最早一兩日以内には必引替遣不申候而者、御案内も有之筈ながら當地之義ハ善惡共實に人氣寄安き所にて萬一惡心之者四五人も徒黨いたし強訴候時機にも立至候得者數千萬人之者一時に沸騰いたし候義者案中に御座候」(註三)と云つてゐる。この状態の突破には紙幣に一縷の希望を持つてゐたのだが、それとても「金札拜借ヲ以當分防試可申」(註四)とある如く、一時的手段と考へてゐた。

大阪に於ける紙幣發行の結果は、兎も角も政府の政令の行はるゝ地であつたゞけに流通し得た。然し流通状態は漸次悪化の傾向をたどつた。秘かに行はれた紙幣相場は下落の一途である。といふのは諸侯石高に應じて貸與した紙幣は、藩内の殖産興業の資とはされず、困難なる藩財政補填の爲めに、紙幣を大阪にて正貨に換えた。爲に發行された紙幣は結極京阪の地にのみ集中され、紙幣價暴落の止むなきに至つた。それにも拘らず、紙幣の法定價格通用は強制された。會計官は打歩附通用を禁止し、紙幣相場立合の中止を命じた。禁止法令はその後屢々發布されたが、紙幣が過剰するばかりである以上、それは行はれず一片の空令化し、内々相場は續けられ、嚴重に取締る時は徒らに罪人の山を築くに過ぎなかつた。

他方、商法會所は獨占排除の爲に、株仲間を解散し、加入自由なる新仲間へ代へた。これによつて獨占的利益は

全く削除され、加ふるに會所の商業的活躍は大坂商人の地位を危くせんとした。舊習未脱の工商は之を忌拒し、或は商法會所は恰も買占商所なりと讒訴する者あり。(註三)の状態である。

(註一)「交通留」明治財政の基礎的研究 一七三頁以下

(註二) 前同 一七四頁

(註三)「小野善右衛門筆記」由利公正傳 二〇九頁

かゝる輿論に刺戟されて後藤象次郎を主腦とせる大阪府當局は、紙幣相場の許可と商法會所の撤廢を掲げ、三岡らの市場に對する政府の統制・監視的殖産興業に反對した。金札ハ勿論、金錢の相場と云へども政府が制スル之權なく商民時の勢ひにまかせ候外無御座候。(註一)とて商業は官府の嘴を入れざるもの、すべからく放任自由たるべきものと主張した。大阪府判事後藤の下には後年の五代友厚あり、陸奥宗光あり、(註二)共に諤々たる反對の叫びを擧げた。

大阪府としての反對の外に、大阪府當局者の後援を得て、會計官貨幣局に勤仕し、その上「會計之儀等存付之廉も有之候者、無忌諱申出候様」(註三)沙汰を受けたものに、薩藩の勝手方用人出身の伊知地壯之丞がある。伊知地先づ會計に對する反對意見を持ち、之を後藤に問ふた。後藤全幅の賛意をあたへ、三岡に直談せしめた。然るに三岡は「人之説を悦而用る模様にも見受不申」(註四)の有様故、こゝに意見書を直接、會計總督岩倉具視へ提出せしめた。意見書提出は十月と十一月、前後二回で、三岡の政策を支持し乍らも、目前の不流通に心痛した廟堂の人々の注意を惹き、政策變更の一要素ともなつた。(註五)伊知地の主張の一は紙幣の時相場通用であり、萬一紙幣相場の下落する時は「金銀地金御取入御鑄造之上、別段被差分置……儲成富商兩三軒を被仰付相場を以内々々時々金札引

揚之御趣意相立候はゞ、札威忽ち相立可申事」(註六)と云つた。主張の二は三岡の政策は時に應ぜざる財源あさりの應急的處置にすぎぬ。會計はすべからく歳入歳出豫算を立て、「出入之度を量り、局々之定りを付、不足も候はゞ補之道相立」(註七)ねばならぬとした。歳出歳入の豫算表を作り、之を公表するの案は既に之より先き、紙幣が民の爲に發行せらるゝを證する爲に松平慶永が主張せる處である。(註八)たゞ時局未だ混沌その製作困難にして實行せられざるは「遽に御一新、伏見鳥羽之戦争が引續奥羽御征伐相成、臨時之御用途重り當座を相辨候迄之譯に而、今日に立至次第」(註九)で反對は寧ろ酷に過るであらう。たゞ今後とも戦局豫斷を許さざるの故を以て、その抗議を拒否するに反對した。

紙幣相場の許可に對する大阪側の主張に賛成するものに外國官々吏があつた。外人の紙幣運上の許可は徒らに外人の利を大ならしむるもので、それに對する反感があつたが、若し時相場とすれば、忽ちその外人の利益は消え、政府の損失も解消すると信じた。加ふるに外國紙幣に接すること多き外國官々吏は、次第に三岡の不換紙幣に危懼の念を濃くせるは疑を入れざる處、遂に大阪府の反對と合流した行動を取るに至つた。その中には後年の大隈重信・寺島宗則・伊藤博文・井上馨等がゐた。

この大阪府を中心とした反對が太政官を動かし、三岡を失脚するに至らしめたものであるが、それになる迄の政治的經過については、現在迄書かれたる著述を知らない。興味ある點であるが此處では概要にとゞめて置きたい。

(註一)「大隈重信關係文書」第一 一五頁

(註二) 陸奥は之より先き會計官權判事であつたが、三岡と衝突して辭職された。(伯爵陸奥宗光遺稿 小傳 七五四頁)

(註三)「太政官日誌」第九十二(維新日誌卷一) 二六〇頁

商法司と通商司の政廢について

(註四) 『岩倉具視關係文書』第四 一五九頁

(註五) 伊知地の説が廟堂に感銘をあたへた事は、後年岩倉が之れを會計官に起用せんとして努力した事によつても解る。伊知地は元、公武合體論者であつた爲、薩藩内の反對により實現を見なかつた。この間の消息は、大久保利通文書第三 一〇頁以下にある。

(註六) 『岩倉具視關係文書』第四 一六二—三頁

(註七) 前同 一六〇頁

(註八) 中根雪江著、戊辰日記(日本史籍協會本)三七七—八頁 松永慶長建白。

(註九) 『岩倉具視關係文書』第四 一五九頁

五

結局に於いて大阪府を中心とする少壯自由主義者の勝利となつたが、その切掛けは大阪に於いてははなく、これから紙幣を弘布せんとする東京に於いてであつた。東京にあつては初めより紙幣發行を歓迎しなかつた。「楮幣手本返上候。此義甚議論も有之頗不宜趣も承候。併此迄決定之事候間、此通御施行可給候。乍去此後之可否何共難定候。」(註一)は關東大監察使たる三條實美の意見であり、中山忠能日記にも「閏四月二十九日：楮幣行方京都東京會計方己下ノ見込甚遠」(註二)へる事を記してゐる。然し戦地を間近く控えし東京は、常にその軍費調達に奔走せねばならない。元々、江戸總督府は關東に於ける一切の實權を掌握して、京都とは別個の存在をなしてゐたが、その會計も亦、出來得る限り獨立的財源を持たんとした事は前にも觸れた處である。關稅、金銀座に於ける貨幣の増鑄、御用金、漸次幕府領より獲得し初めた租米等がその主なるものであつたが、擴大せる戦費をまかなふには當然不足した。之を京都會計官に求めても、之亦、正金調達に悩める會計官はその希望通りを輸送し得なかつた。(註三)

(註一) 『岩倉具視關係文書』第三 四五五頁

(註二) 『中山忠能日記』第三 六六四頁

(註三) 木戸孝允より後藤家次郎宛書翰、江戸府金子甚不底、六月朔日、十二日、同十六日御送り方相成候と申事も只書翰而已に有之、現物二庫も相届き不申云々(木戸孝允文書 卷八 一三二頁)

かくなる上は關東・東北に於ける軍費不貲と併せて横濱に於ける紙幣の紛争を解決すべく、太政官は明治天皇の東京行幸を機會に、關東に紙幣を弘布すべき事を決議した。八月十三日、その手始として東海道筋諸藩へ金札貸與の布告が行政官から發せられたが、同日東京鎮將府からも、金札通用之御達、市政方西尾遠江介へ御渡し之事(註一)とあつて、東海道から關東へかけて紙幣流通の下準備に取かゝつた。東京では主として參與大久保利通の努力で、先づ京都商法司に倣へる商法局が「三井・鹿島其餘三人位、御人撰に而」(註二)鎮將府會計局下に九月設立の豫定になり、此好機に投じ楮幣を行ひ候はゞ可然と評議相定り申候間、多分融通相附可申(註三)と樂觀され、その上に三岡の東下があれば紙幣流通は必至と考へた。(註四)然るに東京に於ける紙幣流通工作は應急の戦費に紙幣を使用し得ざるより軍務官は冷眼視し、爲に思ひの外進捗せず、一方數度の要請にも拘らず三岡は「大坂鑄金其外會計基礎漸半は相立候處に而、只今東下仕候得ば是迄之儀盡く水泡と可相成」(註五)の理由を以て東下出來なかつた。本格的に京都會計官が東京へ乗出したのは、明治天皇行幸出發と同時に、九月二十二日に池邊判事が東下し、後れて十月二十日三岡が東京へ著きしより始まり、その後三岡は一度歸京したが、十一月二日再度の東下、(註六)その年一杯それに専念した。三岡東下の當時に於いては大木喬任を主腦とせる東京府にも大阪府の反對に共鳴するものが出來て來た。更に紙幣流通の爲めに三岡より早く、池邊と共に東下した參與木戸孝允の如きも、紙幣の時價流通に

賛成し、伊知地の意見書に云ふ財源確立の必要にも同意した。紙幣の強制通用反對・會計基礎確立の論は、三岡に冷淡なる軍務官の後援を得て東京にも轟々と叫ばれた。三岡はそれら紛々たる議論一切を無視し所信に邁進した。太政官の三岡に對する期待の大なる、次の書翰を見ても解る。十月二十日三條實美より岩倉具視宛

「三岡八郎も今日着付仕候、大會計目途楮幣等之義も屹度一定候様猶追々議可申候、何分今日着未當地之事情も不相辨、何れ明日は東京府に於て大木とも集合談合之筈に御座候。」(註七)

十一月二十一日大久保利通より岩倉具視宛
「會計之事も三岡就出府、直様東京府を打合いたし、尙同人之見込も有之申、兎角此節者大基礎相立不申候而相濟不申與奉存候」(註八)

十一月二十二日岩倉具視より三條實美宛

「會計之事 此件は兼而議參各位も御配慮之通至重至大之急務は申迄も無之、一日も早く其根軸相立不申候而は百事一歩々々跌き候譯に而、起臥焦心苦慮此事に候、幸に三岡東下致居候に付、此時不失御評議之程懇願之事に候、此根軸確立不致候ては天下之事は總て去り可申と存候。」(註九)

(註一) 長岡護美手記明治元年懷中日記(長岡雲海公傳附錄 卷二)二頁

(註二) 大久保利通より木戸孝允宛書翰(大久保利通文書 第二 四〇二頁)

(註三) 三條實美より岩倉具視宛書翰(岩倉具視關係文書 第四 一一七頁)

(註四) 九月六日大久保より木戸宛書翰「幸に三岡急ニ東下調候ハ、無此上事也、是かために者態々御雇ニ而飛船被差立可然相考候。」(大久保利通文書 第二 四〇二頁)

(註五) 八月二十五日岩倉より參與宛書翰(岩倉具視關係文書 第四 一〇八頁)

(註六) 「十一月二日 至急御用有之候ニ付早々東京へ可罷下旨被仰付候事」(百官履歷上卷 三六四頁)

(註七) 「岩倉具視關係文書」第四 一五五頁

(註八) 「大久保利通文書」第二 四五七頁

(註九) 「岩倉具視關係文書」第四 一八九頁

御東幸の實現により鎮將府は廢され、東京も萬機宸斷の下に立つ事になった。それと同時に鎮將府會計局は會計官出張所と改稱され、直ちにその内部の改造に著手した。鎮將府會計局の前身は舊幕府勘定奉行であつた故、舊慣のまゝ幕吏を使用し、その數、千余名に及んだ。三岡は先づ之の整理を斷行した。又商法局には經驗ある京阪商法會所の役員を携行し、すべて京阪通りに行ふべく準備を整へ、遂に十二月二日、東京府をして會計官出張所より紙幣施行の布告文及び紙幣を受納せしめ、實行に移る段取りにまで進んだが、三岡反對の東京府は之を受けるを喜ばず、その改訂を要求した。

「先達而御談じ有之候金札施行に付相場之御普告御認め御渡被下度奉願候。尤金札普告之義今日にも是非可相運候に付、相場之事地定之心得無之而は不相濟候に付此段御相談仕候。」

十二月三日

大木民平

三岡四位殿(註一)

當目は「由利公正傳」に據れば、三岡が出席せざるに會計官判事が時價通用に同意した爲に、急轉した形勢を展開するに至つたと云ふ。(註二)即ち翌四日「金札之儀ハ世上融通之爲メ御發行ニ相成候處、近來往々分合を付ケ取引

商法司と通商司の改廢について

致シ候者有之、大ニ物價紛亂之基ヲ生シ甚以不便ニ成行候。以來時之相場ヲ以通用可致様御沙汰候事。」(註三)と布告し、次で東京府町觸にも「但右積幣ノ儀ハ自然ノ相場ニ隨ヒ御施行相成候間此旨可相心得事」(註四)の但書が付せられた。これは三岡財政々策崩壞の一端であり、その一派に多大の落膽をあたへた。甲斐九郎は十二月十九日付三岡宛書翰に「乍去東京は不知實は缺望之事遺憾此事に存居候事に御座候。」(註五)と失望してゐる。然しこの布告は東北及び關東のみの通用であり、甲斐も僅かに慰めて「東西隔絶之景況此等にて推察仕候事に御座候、何も不得止之事に御座候。」と云つたが、やがては關西にも行はるであらう事は關西に於ける其後の形勢が之を示してゐる。

(註一)「由利公正傳」二六四頁

(註二) 前同 二八九頁

(註三)「法規分類大全」政體門制度雜款紙幣 九頁

(註四) 前同 九頁

(註五)「由利公正傳」二六九頁

之より先、御東幸前の九月二十九日、三岡は大阪府等の反對にたまり兼ねて、一度辭表を岩倉宛に提出した。徳大寺實則は岩倉に「三岡辭表勿論被召止候儀と存候得共、御差留之御振合一應相同道候。」(註一)と尋ね、岩倉亦答へて「三岡辭表來示之通御抑留然可と存候。就中木戸見込も有之同論に存候」(註二)と留任に賛成した。三岡としても未だ職に未練を持ち、辭表を撤回し、造幣寮の完成に力を入れ、次で東京への紙幣弘布の努力を費すことになつた。大阪府の反對は三岡の不在なるまゝに終熄したのであらうか。否、却つて收拾すべからざる迄に事態は擴大された。

明治政府の基礎の確立と共に、會計官の職制は煩雜になり、東京の平定はその管轄區域の擴大となつた。因て従前の會計官のみにては職務の滯滞となる。そこで京都會計官は京都府と協力された。即ち九月十八日の達書に「其官人少中、京都府と申合、一致盡力御用辨相成候様、精々可取計旨御沙汰候事。」(註三)然るに三岡東下し、會計官の全力は擧げて東京に集中さるゝや、京都會計官は十月一日「自明二日會計官、京都府へ被移候事」(註四)大阪會計官出張所は十一月七日「在阪之會計官御用向、總て其府にて取扱可致旨被仰付候事」(註五)とて兩府に合併され、府が之を代行した。そこで三岡はそれ〴〵の府へ自己の腹心を殘し、例へば京都府には岡田準介と甲斐九郎、大阪府には團野眞之助、すべて同藩出身者を置き、府の行動を監視せしめた。然るに三岡の東京出發後は、大阪府知事後藤に對抗し得るの會計官なく、忽ち大阪の會計官諸司は休止状態に入り、後藤以下大阪府官吏は京都に大學上京、留守太政官に決議をつきつけた。全く三岡側から見れば「兎角足を擧られ候へば忽ち波瀾を生じ、萬々笑止の事のみニ御座候」(註六)である。元より留守官に裁斷の力無く、只三岡の歸京までは迄通りとなだめ、三岡の一日も早き歸還を熱望した。かゝる切迫せる状態は長く放置さるべきではない。東京にて紙幣の時價通用の令出でし後の十月廿四日「至急御用有之早々上京被仰付候事」(註七)の達があり、三岡は意氣沮喪せる身體に鞭打つて京に歸らねばならず、そこには三岡の歸京を待つて論難し去るべく手ぐすねを引いて待つ人々が多く居た。此内より御咄合仕置候浪華商法會所云々及會計礎基云々ハ是非御論破被下度」(註八)は二年一月七日五代より大隈への依頼書翰である。かゝる内、一月十日三岡は大阪に歸つた。著船して同時に耳にしたのは恩師横井小楠暗殺の報である。愕然として大阪府にその搜索方手配を問ひ正して上京したが、皮肉にもその同日、政敵の擁立せる大隈が正式に會計官御用に就任された。

(註一) 岩倉具視關係文書 第四 一四四頁

(註二) 同 一五二頁

(註三) 復古記 卷二三三(帝國大學藏版本第八冊) 二頁

(註四) 前同 二頁

(註五) 『太政官日誌』第三五(維新日誌卷二) 二〇九頁

(註六) 『由利公正傳』 二六七―七八頁

(註七) 『百官履歷』 上卷 三六四頁

(註八) 『大隈重信關係文書』 第一 一五頁

歸京後は連日會計に關する評議が繰返されたが、全く三岡にとつて形勢非であつた。大隈その他の活動は事實上の會計獨裁より生じた三岡の無理と權力の濫用が續々と發覺した。長岡右京の惡貨幣鑄造事件の如き之れである。同事件は既に元年七月江戸に於いて發生し、八月十六日大久保より木戸宛書翰にはその経緯が語られ、その逮捕方を懇願して「就而上坂致候長岡右京以下之者御差下し相成候様、條公より御申越相成候付、早々御下し方御運比有之候様御盡力可被下候」(註一)とある。依て京阪にても「賈金御不審之者、昨夜中悉く召捕へ」(註二)だが、一人長岡右京のみには「何分にも三岡主として彼之冤罪を申唱へ、只、弟一人彼之相手と相成、昨日も已に一爭端を開きかけ候ほど之行がかりに而甚痛心仕候」(註三)かくて九月大久保、御東幸督促の爲上京の節も三岡と折衝したが、之れも決着しなかつた。(註四)事件は大久保・木戸二人の力を以てしても、三岡庇護の下の長岡に一指を觸れ得なかつたものであるが、大隈は敏速に處理し、二月三日長岡の處罰、五日貨幣司の廢止、太政官直屬造幣局の設立と事

を運んだ。

かくて遂に二月三日關西にても「金札之儀者世上爲融通、御發弘ニ相成候處、近來往々分合ヲ付致取引候者有之、大ニ物價紛亂ノ基ヲ生シ、甚以不辨ニ成行候。已來時之相場ヲ以通用可致様御沙汰候事。」(註五)と布告され、續いて三岡の反對にも拘らず商法司の廢止、通商司設立の議が起つた。今日も三岡入來、商法局之事ハ可成助ケ置段ニ是迄之言譯ケ見たやうな事喋々承候得共、全く其意ヲ分らばニ應接仕候」(註六)又「今般通商司被置候御趣法ニ於テハイカニモ御良法與人心モ歸向之様子ニ被聞候間、其人ノ爲趣法被行兼候ハ會計ハ夫迄之事ニ相成候間、今日些少之利害ニ拘リ因循イタシ候テハ不相濟候事」(註七)は東京にて紙幣弘布を三岡と協力せし大久保の言である。状態全く一變せるを知るであらう。三岡は其後大阪府知事に就任し、大阪府官吏及び府民の猛烈なる反對に遭つて退却を余儀なくされ、更に二月五日造幣掛となり二月十日下阪したが、長岡事件の累を怖れ(註八)急に辭職を届出同十七日許可された。慘澹たる末路と云ふべきであらう。

三岡の辭任に續いてその一黨は、池邊藤左衛門以下岡田準介・甲斐九郎・柏木總藏等、二月より五月にかけ相續いで辭職し、之れに變つて大隈は三月會計官副知事兼任、更に四月その專任となり、以後神田孝平・加藤弘之・山口尙芳・五代友厚・伊藤博文・郷純造等が續々會計官として登場した。

(註一) 『大久保利通文書』第二 三五三頁

(註二) 廣澤兵助より池邊判事宛八月廿二日書翰(由利公正傳 二五一頁)

(註三) 木戸より大久保宛八月廿八日書翰(木戸孝允文書)卷八 一三二頁

(註四) 『大久保利通日記』上卷 四八三頁

商法司と通商司の改廢について

(註五) 『法規分類大全』政體門 制度雜款紙幣 一三頁

(註六) 『大久保利通文書』第三 一〇五頁

(註七) 『大久保利通文書』第三 九二頁

(註八) 陸奥宗光著、大隈伯出身始末に、大隈は此時尙外交官の一員たりしも、直ちに政府の密使を奉じ星馳して大阪に下り、突然造幣局の吏員を吟味するや、三岡は事の意外なるに驚き夜に乘じて越前に逃歸せり、は記憶に誤りはあるが、大隈を推測し得る。伯爵陸奥宗光遺稿 六三六頁

六

三岡失脚してその政敵が實權を得し以上は、商法司は當然廢止の運命にあつた。大阪府判事後藤は東京へ轉任するの二月二日、大隈に宛て「御示合之貨幣並ニ商法營繕等之三司は段々探索も致候處、隨而此儘御差置不可然(註一)と廢止を勧めた。かくて間もなく商法司は廢止され、その殖産事務は外國官下通商司を會計官下に改變して行はしめた。外國官下の通商司は貿易外、政府・諸藩の對外支出を制限せん爲に、即ち法文で云へば「諸官府藩縣共、會計前途ノ目的相立候迄ハ買入注文等相見合セ可申、若不得止儀有之候得バ」(註二)通商司の許可を要すとした。即ち政府諸藩の經費節減のための官廳であつた。(註三)その通商司が二年五月會計官下に移り、殖産事務全般を行ふ官廳となつたが、同じ殖産興業でも商法司のそれと多大の相違あるは、繰返し述べた處である。政府にてもその相違を強調すべき必要より、通商司より出された法令は常にその點に觸れてゐる。

商法會所は商法司の廢止によつて潰されたが、商法會所に倣つて設立された各藩商會所は未だ存在した。これは通商司政策の下には當然廢止さるべきものであつた。通商司の會計官へ轉屬の布告に「近來諸藩ニ於テ大阪其外諸

開港場等追々商會所取開キ、會テ商人共之規則ニ不拘勝手之取引致シ候者モ有之哉ニ相聞ヘ不都合之事ニ候、元來商法ノ儀ハ素ヨリ商人之業ニ付藩威ヲ以テ取計候儀有之間敷苦ニ候」(註四)とて「其國之產物貯置候」もののみ、今後賣買を許可すると定め、次で六月にはそれをも「一切廢絶被仰付候」(註五)と達せられ、藩會所の禁止を命じた。然し新政府未だ權力少き當時に、直ちに實行さるべくもない。「諸侯商會杯は今以止メ不申候」(註六)とは七月山口範造・井上馨より大隈・伊藤に宛てし報告である。事實、廢藩置縣まで公然とそれを存続せしめた藩も多かつた。

商法會所の撤廢、藩會所の廢止によつて、權力により商取引を營むものは跡を絶ち、商人の自由と放任されたまゝの流通關係に還元された。然し外國資本主義の日本に對する壓迫關係は従前に等しい。單なる放任はその壞滅を早めるにすぎない。依て政府は商人間の合資結社を奨勵し保護し、政府の權力にて行つた所のものを、合資による資本の力を以て代行せんとした。大阪に於ける民部省達に「今般御國勢御變革、府藩縣三治ニ被歸知藩事被蒙仰付候折柄、是マテ府藩縣共三都並開港場ニ於テ商會設立、商民ヨリ權ヲ爭ヒ買商ヲ營候儀、苟モ政府ノ體裁ニ背候處ヨリ、今度別紙ノ通御布令相成於當府モ商會有之向ハ早々引拂可致：依之諸產物賣捌方便利ノ爲メ新ニ通商司御創立諸會社等御取立相成候」(註七)は之を證する。依て商法會所は異なる組織の下に、即ち民營の爲替會社・通商會社となつて成立した。爲替會社は商法會所の金札貸下會所と呼べるゝ部分を、通商會社は生産引立會所と呼べるゝ部分を繼承した。更に藩會所の大部分は商社設立に變更した。事實上藩營たりしものが尙多かつたが、漸次それも民營化された。土佐藩商會所が土佐開成商社となり、最後に岩崎彌太郎の九十九商會と變化したのはその良き例であらう。以上にて通商司の性質を知り得やう。「大阪經濟史研究」にて菅野和太郎氏は通商司は諸藩の貿易自由を撤廢し、中央統制を圖つたと云つてゐるが(註八)商社法を以て貿易機關の統一は望んだが、貿易方法の統制はあり得

ない。寧ろ藩々に於ける統制貿易を開放して、全國的自由放任の立場に置いたのが通商司の役割である。

(註一) 『大隈重信關係文書』第一 二五頁

(註二) 『法令全書』明治二年 九二頁

(註三) 菅野和太郎氏は外國官下に設立された通商司の性質を、會計官下に移屬した後の通商司のそれと同視してゐるが誤である。尙又、會計官下通商司の性質に就いても誤謬ある事は後述してある。(大阪經濟史研究 二四二頁以下)

(註四) 『法令全書』明治二年 一七八頁

(註五) 前同 二三一頁

(註六) 『大隈重信關係文書』第一 一〇七頁

(註七) 『明治財政史』第十二卷 三二九頁

(註八) 『大阪經濟史研究』二四八頁

商法司・通商司はかくて明かに「同一精神」に基づいてゐない事を知る。商法司は政府が統制を行ひ、政府自身商業機關を組織した、所謂藩會所をそのまま新政府にて行はんとしたもの以外ならぬ。従つて藩會所が結局に於いて財政補填の爲であり、武家政權維持の爲で、決して藩の本質が變化し、商人化するもの(註一)でない以上、それを踏襲した新政府も亦、封建的武家政府にすぎない。その殖産興業は畢竟政府維持のためであり、商法會所は商人の協力を必要とし、そのメンバーに商人の名を多く數へ得るが、商人が政府に参加したのではなく、政府が商民にその協力を命じたに過ぎない。維新當初の政府は政權授受以外、何等の性質を持たない、未だ身分關係に基礎を置く武家政府であつた。

然し乍ら藩に於いて或る程度成功した藩會所政策も、新政府にては成功し得なかつた。藩は兎も角も三百年、その領土に對して權力を以て望み得たが、新政府にはそれが無い。藩は比較的小さな領土の上にそれを行ひ統制を得たが、新政府には之が行ひ得ない。必然的に異なる性質を持つ。然し單にそれだけの些細な原因で失敗したのではない。商法司政策の失敗は商人勢力の無視にある。藩内に於ける藩會所は藩外に於いて商人と連絡し、その範圍で大商人は藩會所と協力し得た。然るに藩會所の強化は商人排除となり、政府の權力の下にすべての商業機關を營まんとする。商人の猛反對は必至である。殊に藩會所との連絡に於いて發展し得た大阪大商人がその撤廢を叫ぶ。更に外國資本主義はその發展の爲には諸藩の統制貿易を歓迎しない。外國資本主義は貿易自由を要望し、世界資本主義の一環に日本を置かんとする。大阪府の反對・外國官々吏の反對はそれに主因するであらう。かてゝ加へて軍費窮乏に悩む軍務官との衝突はその没落の時期を早めた。結局、通商司の成立による商業の自由、同時に商人への保護政策は、大阪商業ブルジョアの勝利を物語る。商法司の廢止は封建的殘存勢力の慘敗であり、通商司の創立は封建的拘束の撤廢、ブルジョア前進の第一歩である。

(註一) 『大阪經濟史研究』二四八頁